

水戸市農業委員会だより

令和5年4月発行

第199号

発行所

水戸市農業委員会事務局

水戸市中央1丁目4番1号

☎224-1111(内線6422)

年4回発行



新規就農者をたずねて

「農業は、始めるよりも続けることの方が難しいことに、就農2年目になって気づきました。」2年ほど前に、水戸市河和田町内の耕作放棄地を借り受け、イチゴ農家として新規就農した、認定新規就農者である諏訪佳奈子さんは、こう話しました。

諏訪さんは農家出身でなく、農業の経験もありませんでした。お子さんの小学校進学を機に、偶然声をかけられ始めたイチゴ農家の仕事が、諏訪さんにとって、初めて農業に関わることになったタイミングだそうです。

そのイチゴ農家では大規模なイチゴ栽培がなされ、仕事をこなしていく中で、「自分が育てるイチゴを見るのができる範囲で、自分のイチゴを育てたい」という思いが芽生えたことから、就農を決めたといいます。その後はJA水戸のイチゴ部会に所属し、部長のもとで9か月ほど研修を行った後、借り受けた農地での定植をスタートしてから今年で2年が経ち、3年目を迎えます。

諏訪さんは、生産する品種を『とちおとめ』に絞り、1ヘク

タールの農地に育苗ハウス2棟、栽培用ハウス5棟を建て、栽培から出荷まで、基本的にはすべて一人で作業を行っています。

諏訪さんが大事にしているのは、『自分の目で確認すること』です。「一人で見るができる範囲は有限で小さい面積だけでも、だからこそ、小さい面積で、品質の良いイチゴを最大量採ることを目標にしています。」とお話してくれました。

ただ作るのではなく、作り続けることの難しさを実感した就農2年目。3年目は、勝負の年になりそうだ、と話す諏訪さん。諏訪さんの挑戦はまだまだ続きます。

目次

- 新規就農者をたずねて……………(1頁)
- 令和5年度農林水産業予算の概要…(2頁)
- 農業者年金受給権者は現況届を忘れずに提出してください…………(2頁)
- 功績のあった農業委員を表彰いたしました……………(2頁)
- 水戸市農地賃借料情報……………(3頁)
- 農地の権利取得に係る下限面積要件の廃止について……………(3頁)
- 農業臨時雇標準賃金……………(4頁)
- 委員のひとこと……………(4頁)

令和5年度農林水産業予算の概要



一般会計【農林水産業費の内訳】

※令和5年4月1日より、農業集落排水事業予算は公営企業会計に移行し、下水道事業会計に統合しました。

令和5年度当初予算が、3月の定例市議会において議決され、農林水産業費は、12億7807万3千円となりました。

主な事業につきましては、経営の効率化や農産物のブランド化等を推進するとともに、農業経営の継承支援や地域おこし協力隊の増員など、新規就農者、後継者の育成・支援に努めてまいります。また、最適化を推進してまいります。

た、那珂川沿岸地区農業水利事業や国営緊急農地再編整備事業による農業生産基盤の整備を推進するなど、持続可能な農業の実現に向けた取組を進めてまいります。

農業委員会においては、地域の持続可能な発展を促すため、市や農地中間管理機構等の関係機関と連携し、遊休農地の発生防止や担い手への農地集積・集約化など、農地利用の最適化を推進してまいります。

**農業者年金受給権者は
現況届を忘れずに
提出してください**

農業者年金の受給権者は、毎年現況届を提出することになっています。

これは受給権の確認を行うもので、期日までに提出しないと年金の差止めもありますので必ずご提出ください。

なお、現況届の用紙は、5月末に農業者年金基金から送付され、提出用の返信用封筒は、農業委員会事務局から別便で同じく5月末に送付します。必ず確認をお願いします。

【提出期間】

6月1日(木)～30日(金)

【提出先】

農業委員会事務局

【記載内容】

氏名、生年月日、住所、

電話番号

《お問合せ先》

農業委員会事務局農政係

☎ 224・1111

内線6432

**功績のあった農業委員
を表彰いたしました**

2月13日開催の第32回総会において、水戸市農業委員会表彰要項に基づき、笹沼会長が次の委員を表彰いたしました。

30年以上委員の職にある者

(令和4年12月現在)

浅井紘一

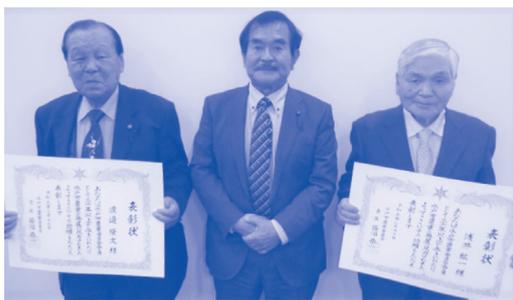
在職年数30年4ヶ月

20年以上委員の職にある者

(令和4年12月現在)

渡邊 隆文

在職年数20年5ヶ月



表彰は、永年にわたり農業委員会委員の職にあり、功績のあった委員を対象としています。

次号発行時期についてのお知らせ

今年度は、任期満了による農業委員の任命及び農地利用最適化推進委員の委嘱があるため、次号(200号)の発行は9月頃を予定しております。

訃報

水戸市農業委員会委員 渡邊 隆文様(82歳)が、令和5年3月25日にご逝去されました。

謹んでお知らせ申し上げますと共に、ご冥福をお祈り申し上げます。

水戸市農地賃借料情報（令和4年1月～令和4年12月）

農地法第52条「情報の提供等」に基づき、農業委員会では、地域における賃借料の目安となるよう実勢の「農地賃借料情報」を提供しています。

令和4年1月から令和4年12月までに農地法及び利用権の設定により締結された賃貸借の賃借料水準（10アール当たり）は、下表のとおりです。

田(水稻)の部（10アール当たりの年額）

地域名	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ数	備考
旧水戸	9,200	26,200	3,000	354	使用貸借（無償）のデータは410件
旧常澄	15,500	30,000	10,000	146	使用貸借（無償）のデータは47件
旧内原	11,200	21,300	3,000	171	使用貸借（無償）のデータは59件
市平均	11,000			671	

畑の部（10アール当たりの年額）

地域名	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ数	備考
旧水戸	5,200	20,000	3,000	105	使用貸借（無償）のデータは163件
旧常澄	5,500	10,000	4,000	4	使用貸借（無償）のデータは5件
旧内原	7,600	15,100	4,900	30	使用貸借（無償）のデータは107件
市平均	5,700			139	

- 1 最高額、最低額は貸し借りがあった最高・最低の賃借料であり、従来の標準小作料の農地区分の上、中、下の賃借額ではありません。
- 2 賃借料水準の算出にあたっては、賃借料(有償)のデータのみを収集の対象としており、使用貸借(無償)のデータは含まれていません。ただし、参考として、各地域における使用貸借(無償)のデータ数を備考欄に表示しました。
- 3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。
- 4 賃借料は目安であり、地域の特性等を十分考慮し、当事者間で協議のうえ決定してください。

農地の権利取得に係る下限面積要件の廃止について

耕作目的として農地の売買・交換・贈与等をする場合には、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。許可要件の一つに「農地の権利を受ける側が許可後の耕作面積が下限面積（水戸市:4,000㎡）以上になること」の要件がありました。

しかし、農業者の減少・高齢化が加速化する中においては、経営規模の大小にかかわらず意欲をもって農業に新規に参入する者を地域内外から取り込むことが重要であり、これらの者の農地の利用を促進する観点等から、下限面積要件が廃止されました。

農地の権利取得の要件

- ① 農地の全てを効率的に利用すること
[機械、労働力等を適切に利用するための営農計画をもっていること]
- ② 必要な農作業に常時従事すること
- ③ 周辺の農地利用に支障がないこと

※ 下限面積要件が廃止されても以下のような場合は許可することができません。

- ・ 資産保有目的や投機目的等の農地取得で、耕作の事業を行うものとは認められない場合
- ・ 農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、小面積の農地の権利取得等によりその利用を分断するような場合
- ・ 「地域計画」等の実現に支障を生ずるおそれがある場合

(処理基準の改正部分の要約のみ掲載)

令和5年度 農業臨時雇標準賃金

当委員会では、農作業賃金等の適正化を図るため、前年度の本市農業臨時雇標準賃金及び隣接市町の農作業賃金等を参考にして、令和5年度の農業臨時雇標準賃金を下表のとおり設定しましたのでお知らせいたします。

	区 分		水 戸 市 標 準 賃 金			
	項 目		標準額(円)	単 位	作 業 条 件	
田	育 苗	芽 出 苗	610	1 箱	種子代含む	
		硬 化 苗	820	1 箱	//	
	耕	起	6,600	10a		
	くろかけ	畦 塗 り 機	80	1m	片面	
	代	か き	9,800	10a		
	田 植 え	田 植 機	8,100	10a		
	収 穫	コ ン バ イ ン		22,000	10a	刈り取りのみ
				35,100	10a	乾燥、運搬含む
		バ イ ン ダ ー	9,300	10a	ひも代含む	
		ハ ー ベ ス タ ー	9,900	10a		
も み	乾 燥	11,000	10a			
も み	す り	660	60kg			
畑	耕	起	6,600	10a		
	麦 刈 り	コ ン バ イ ン	24,300	10a	運搬含む	
	麦	乾 燥	1,500	50kg	水分 18% 以下 1%増えるごとに+50円	
	ごぼう掘り	ト レ ン チ ャ ー	88,000	10a	人夫賃含む	
	管 理 収 穫	つ る 刈 り	5,500	10a		
		マ ル チ 張 り	5,500	10a		
掘 取 り		5,500	10a			
草 刈 り (田 畑)		11,000	10a	機械(フレールモア含む)		
農 作 業 一 般		1,000	1時間			

この額は標準額ですので、契約するときには圃場条件や作業の難易度等を考慮し、両者の話し合いにより決定してください。

また、この標準賃金は消費税10%を含んでおります。(農作業一般には、消費税は含まれません。)

委員のひとこと

私が四十代で実家に戻り何とか農業を営んでいるのは、子供の頃、農作業を見ていた記憶によるものが大きい。丁度、手作業から機械化への移行期。小学生ながら新しい機械や道具は面白く、色々なものを見、遊び半分やらせてもらった事もあった。

何でもそうだろうが、農業は特に知識よりも経験量。厳密に言えば経験に裏付けされた知識を伴った経験量が必要だ。一年に二回しか試せないことも多いが、新しい事も取り入れて工夫していかないと世の中の変化に取り残されるだろう。

私の子供達は、米作りは今後とも維持したいと言うが、彼らには私のような幼少期の体験が無い。そこで「米米クラブ」というライングループを作り、資材の消費から育苗手順など、細かい作業内容をアップしている。離れた所に住んでいてもリアルタイムで見られるツールで「今こんな事をしているんだ」ということを伝え、作業内容と季節感を感じてもらっている。ささやかな後継者育成対策である。

(推進委員 安藏 良純)